

第25期第19回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和7年2月5日(水曜日) 13:30~15:00

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第3番	藤田幸正	第11番	田坂健次
第4番	塩見敏夫	第13番	小野春雄
第5番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第6番	横井直次	第15番	真鍋篤俊
第7番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫
第10番	田村伊佐雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第9番	近藤美喜男
第2番	近藤孝志	第11番	土岐秀男
第3番	加藤宏司	第12番	飯尾博光
第4番	永易博隆	第13番	高橋秀実
第5番	小野義尚	第14番	神野鉄治
第8番	神野明仁		

(3) 欠席委員

第1番	岡田悦明	第2番	安藤育雄
第16番	土岐典子	第6番	井下八郎
第7番	神野伸二	第10番	千葉英明

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局主幹	高橋一生
農政係長	中島康治	主任	井上貴清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 地域計画について

◇
13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員15人、推進委員11人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

【藤田会長】

みなさん、こんにちは。

今日は、寒いというより冷たいです。こっちの方は雪が少ないですが、南予の方はずっと雪が降って、道路もJRも止まっているみたいで動くのも大変です。暦の上では立春が終わって春になるとのことです。愛媛では寒い中ですが、お椿さんが始まっています。お椿さんが終われば暖かくなると言われていますが、今年は終わってもまだ寒さが続くと思います。みなさま方も春に向けて、農作業の準備であったり、農業委員会の活動等いろいろありますが、体調管理には気をつけて、御尽力いただけたらと思います。

それでは、ただいまから第19回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係が議案第1号から第5号まで、農政関係は「地域計画について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において伊藤繁次郎委員と眞鍋篤俊委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号までは決議事項、第4号及び第5号は意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、眞鍋篤俊委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局から議案の説明をお願いします。

【高橋主幹】

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計画に関する経過措置）の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田3筆、2,609㎡、畑23筆、21,376㎡の合計26筆、23,985㎡でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

18番の1-1さんと19番から25番の1-2さん、26番、27番の1-3さん、28番の1-4さんの11件でございます。内訳といたしましては、新規設定が11件。期間は、3年2ヵ月間が1件と5年2ヵ月間が1件、10年2ヵ月間が9件。利用権の種類は、使用貸借権が11件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議よろしくお願いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、18番から28番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

【渡邊委員】

19番から25番の1-2さんは合計で1町8反以上あるのですが、いきなり新規設定でこれは大丈夫なのですか。

【高橋主幹】

実際のところは、今まで利用権設定等せずに管理していたところでした。また、元々利用権設定されていた方がやめるので、そこを引き継いでいる分もあります。本人さんは十分やっていけるという話でした。

【高橋委員】

26番、27番の1-3さんについて、萩生でも手広くされていて私もよく知っていますが、今回、宇高の方で申請が出てきていますよね。何年前にも同じように申

請していました。萩生の方も手を広げ過ぎて、作物をとったらほったらかしみたいになっていて、周りからの評判もあまりよくありません。

【高橋主幹】

1-3さんにつきましても、先程の1-2さんと同じ方から引き継いで、さといもをすると聞いています。

【高橋委員】

さといもだと連作がきかないので、その間きちんと管理できるのですか。本人さんに聞かないとわからないとは思いますが。

【高橋主幹】

そういった心配もありましたので、本人さんが来られたときに、休耕の間の管理は十分注意するように伝えましたし、本人さんも近所迷惑にならないように気をつけますとお答えはいただいています。

【高橋委員】

ありがとうございました。

宇高の担当の委員さんも気をつけていただけたらと思います。

【藤田会長】

こういった意見が出るというのは、管理がきちんとできてないからだと思います。

地域でそういった苦情がある方は、厳しく指導してほしいと思います。

【神野（鉄）委員】

1-3さんについてですが、やり方が雑なんですよ。こういったことは、何か文書で伝えるということはできたりするのですか。

【藤田会長】

農林水産課の方で、営農指導というのはしているとのこと。

総会で許可していることですので、みなさん、気になったことは指導していただくことが必要だと思います。

他に、御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第1号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(委員入席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

4ページをお開きください。

議案第2号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、申請件数は1件です。

5ページを御覧ください。

1番、下泉町一丁目、畑3筆、面積636㎡、譲受人は市内在住の2-1さん。

譲受人は、譲渡人のみでは管理が困難となっていた申請地について、これまでも耕作を手伝っており、今回、申請地を正式に借り受け、営農を開始することを目的に、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのこと。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するとまでは言えないため、許可相当であると考えます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、近藤美喜男委員から報告をいただきます。近藤委員をお願いします。

【近藤（美）委員】

1月22日に現地を見に行きました。譲受人、譲渡人とも来ておりました。前に耕作

されていた方がきれいにされていきました。面積が少し広いので、管理機ぐらいは持って
おいた方がいいのではとお話したら、すぐに中古の管理機を探していました。たまねぎ
や小松菜、枝豆等植えていました。やる気もありました。なんとかやっていけると思
います。

【藤田会長】

ありがとうございました。
以上、1番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地の使用貸借設定について」を原案のとおり決定させてい
たできます。

6ページをお開きください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供しますが、議案第3号及び第4
号につきましては、渡邊勝俊委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、
ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、
申請件数は4件です。

7ページを御覧ください。

12番から8ページ14番までは譲受人が同一の案件でございますので、一括して説
明させていただきます。

大生院字岸影、畑計3筆、合計面積552㎡、譲受人は市内在住の3-1さん。

譲受人は、申請地の隣接地に転居予定であり、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

15番、船木字上原、畑1筆、面積502㎡、譲受人は市内在住の3-2さん。

譲受人は現在4反6畝ほどの農地を管理・耕作しており、今回、小作地の自作化を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは果樹を予定しているとのことです。

以上、12番から15番までのいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙2の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議よろしくお願いたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、12番から14番までは土岐典子委員、15番については神野伸二委員となりますが、両委員さんとも欠席のため事務局から報告させていただきます。事務局お願いします。

【原事務局長】

12番から14番の議案につきましては、

1月21日付で、土岐典子委員さんから、申請地は、現在耕作されていないが、管理はされており、すぐに耕作できる状況である。譲受人は3年程前から祖父の手伝いをしており、機械は耕運機のみだが、近所の方からトラクターを借りることができ、両親も手伝ってくれ、また、地域との調和要件も特に問題はないとの報告をいただいております。

15番につきましては、1月22日付で、神野伸二委員さんから、申請地は草刈りがされいつでも耕作できる状況である。また、譲受人が耕作していた農地であり、地域との調和要件も特に問題はないとの報告をいただいております。

御審議の程、よろしくお願いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、12番から15番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

【藤田委員】

15番についてですが、地目は田か畑のみが農地だったと思いますが、山林も関係す

るのですか。

【井上主任】

農地法につきましては、現況主義となっておりますので、田と畑の他に樹園地、採草放牧地も農地という扱いになります。

【藤田委員】

登記地目ではなく現況なんですね。

【井上主任】

そうですね。今回のように山林でも、果樹が植わっていて樹園地になっている場合は、農地法に該当するようになります。

【藤田委員】

当事者が農業委員会を通さずに売買することは可能なんですか。

【井上主任】

課税の方で畑で課税されていたり、今回のように小作地で登録されている場合は農地台帳に明確に載りますが、個々で勝手にされているものについては、農地台帳で管理しきれない部分もあります。ですので、一部果樹が植わっているが山林のまま、課税も山林のままのところについては、そのまま売買されてしまう可能性もあります。

【藤田委員】

農地台帳に載っているものに関しては、こういう審議にかかるということですね。

【井上主任】

そうですね。農地台帳に載っているか載っていないかということになります。農地台帳に載っているとしたら、山林であっても果樹が植わっていて課税が畑になっているもの、もしくは小作の権利がついているものについては農地であると判断して載っていません。

【藤田委員】

農業委員会の許可書がないと法務局は受け付けてくれないということですか。

【井上主任】

所有権移転については、課税の評価証明もつけるようになっているみたいですので、

そこで課税が畑等になっている場合は、法務局の方で受け付けてもらえないというように聞いています。

【藤田会長】

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

9ページを御覧ください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供しますが、田村伊佐雄委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第4号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で申請件数は13件です。

10ページをお開きください。

15番、大生院字岸影、畑4筆、譲受人は4-1さん。

内容は自己住宅132.49㎡及び宅地進入路、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

次の16番及び17番は一体での利用計画のため併せて説明いたします。

横水町、畑計3筆、譲受人は4-2さん。

内容は診療所255.89㎡、農地区分はいずれも用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は16番が所有権移転、17番が10年間の賃借権となりま

す。

11ページを御覧ください。

18番、萩生字治良丸、畑1筆、譲受人は4-3さん。

内容は自己住宅1戸107.65㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

19番、郷三丁目、田4筆、譲受人は4-4さん。

内容は店舗214.20㎡、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

20番、郷三丁目、田2筆、譲受人は4-4さん。

内容は露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

12ページをお開きください。

21番、政枝町二丁目、畑1筆、譲受人は4-5さん。

内容は露天駐車場、一体利用地として雑種地535㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

次の22番及び23番は一体での利用計画のため併せて説明いたします。

西喜光地町、田計6筆、譲受人は4-6さん。

内容は露天駐車場、農地区分はいずれもその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は22番が所有権移転、23番が10年間の賃借権となります。

13ページを御覧ください。

24番、上原三丁目、畑1筆、譲受人は4-7さん。

内容は自己住宅1戸86.12㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。なお、当該申請地は過去転用許可を受けていた農地であることから議案第5号1番、農地転用事業計画変更申請も同時に申請されております。

25番、中萩町、畑1筆、譲受人は4-8さん外1名。

内容は自己住宅1戸114.47㎡、一体利用地として宅地264.46㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

26番、萩生字旦ノ上、畑1筆、譲受人は4-9さん。

内容は自己住宅1戸102.15㎡、一体利用地として宅地119.24㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

14ページをお開きください。

27番、多喜浜五丁目、田2筆、譲受人は4-10さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、15番から27番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしくお願いたします。

【藤田会長】

以上、15番から27番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

それでは、議案第4号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(委員入席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

15ページを御覧ください。

議案第5号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第5号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は3件です。

16ページをお開きください。

1番、当初計画者が5-1さん、承継者が5-2さんです。

変更内容といたしましては、当初計画者が自己住宅を計画していたものを断念し、承

継者が引き続いて自己住宅の建築をするもので、変更の理由等については議案書に記載のとおり、変更後の計画については先ほどの議案第4号24番で御審議いただいたとおりとなります。

続いて2番及び17ページ3番は同一の許可内容からの変更で、申請者は5-3さんです。

変更内容といたしましては、当初建売住宅7戸として計画していたものを、建売住宅6戸及び特定建築条件付宅地分譲1区画に変更するもので、変更の理由等については議案書に記載のとおりです。

以上、1番から3番までのいずれの事案につきましても、変更申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることから、計画変更についてはやむを得ないものと考えます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

以上、1番から3番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地転用事業計画変更について」を承認相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、18ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

ここで事務局より連絡事項がございます。

【高橋主幹】

農用地利用集積等促進計画について説明させていただきます。

1月の総会でお渡しして説明しておりました申請書の様式ですが、申請書が出し手から機構用、機構から受け手用と2枚になっておりましたが、1枚にまとまらないかと要望をしておりました。本日、総会があるのでえひめ機構に確認したところ、1枚にするように作成中と回答があり、今週中には案を送付する予定とのことでありました。前回お配りしました申請書は変更となりますので、使用できないことをお伝えいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。
御質問等ございますか。

【藤田委員】

促進計画について、先月休んでいたもので質問してもいいですか。
資料をもらったのですが、制度が変わるからこの資料をくれたということですね。

【高橋主幹】

はい。そうです。

【藤田委員】

これを見たときに資料としてわかりにくいなと感じました。
現状の中間管理機構の制度と今度変わる制度の違いがわかるように表などで説明していただけたら、これに関して私たちが何か携わったときに、理解して関係者の相談に乗ることができると思います。

現状をまだ理解できてないので、変わるところが明確になったらいいかなと資料を見て思いました。それをもとに説明してもらおうと助かります。

【高橋主幹】

今回、制度が変わるということで、旧制度と比較すればわかりやすいとは思いますが、まだ申請書の書式も確認したら変わっているような段階で、わかりにくい部分もありますので、検討して次回の時に報告か個別でお話させていただけたらと思います。

【藤田委員】

以前に、中間管理機構を使う案件があつて農業委員会に相談したら、農林水産課が担当だと言われました。その時は、農業委員会は一切関与してません。今回の制度を見ると、農業委員会に申請をかけて、その後農林水産課に申請すると読み取れるところがありました。中間管理機構のいいところは、契約の満期がきたら更新手続きしなければ解除になりますよね。慣行小作であれば戸籍を取ったりして大変ですよね。新しい制度で

はどうなるのかといったこともわからないので、そういったことも今後どうなるのかわかるようにしてほしいです。農業委員としても、知識を持っておかないといけないので、よろしくをお願いします。

【高橋主幹】

今度、中間管理機構とも会があるので、もう少しはっきりした資料がいただけるのではと思います。

【寺尾委員】

農業委員が申請するわけではないですよ。行政書士等、専門の方がするんですよ。

【原事務局長】

そうですね。本人さんが申請します。

【藤田会長】

農業委員が相談を受けたときにいろいろお答えできるように、また事務局の方で詳しく調べてお知らせするということです。

他にありませんか。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時25分から再開いたします。

～休憩～

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより農政関係の議題に入ります。

本日は、御案内しておりましたとおり、「地域計画について」を議題といたします。

なお、本日は、経済部農林水産課から担当職員をお招きしておりますので、御紹介させていただきます。農林水産課菅課長、八木副課長です。それでは、よろしく申し上げます。

【八木副課長】

<地域計画について説明>

【藤田会長】

ありがとうございました。

昨年、10地区で話し合いをして、それぞれの地域の結果報告でした。地域計画の初年度になります。またご不明な点がございましたら、農林水産課や事務局に聞いていただければと思います。

以上をもちまして、第19回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員